

平成29年度

監査結果報告書

定期監査
(教育部)

大分市監査委員



監 査 第 1 0 7 1 号
平成 3 0 年 3 月 1 6 日

大 分 市 長 佐 藤 樹 一 郎 殿
大 分 市 議 会 議 長 野 尻 哲 雄 殿
大 分 市 教 育 委 員 会 教 育 長 三 浦 享 二 殿

大 分 市 監 査 委 員 佐 藤 日 出 美

大 分 市 監 査 委 員 古 庄 研 二

大 分 市 監 査 委 員 佐 藤 和 彦

大 分 市 監 査 委 員 大 石 祥 一

監査の結果について（報告）

定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

定期監査結果報告

1 監査の対象及び監査の期間

監査の対象	監査の期間
教育部 教育総務課 学校教育課 学校施設課 体育保健課 人権・同和教育課 社会教育課 文化財課 教育センター 美術振興課	平成29年度(平成29年4月1日～平成29年9月30日)に係る事務事業 ただし、補助金等については平成28年度分も対象とした。 平成29年11月27日～平成30年2月28日

2 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、前回監査の指摘要望事項が改善されているか等に着眼して監査を実施した。

3 監査の結果

教育部

教育総務課 学校教育課 人権・同和教育課 文化財課 教育センター

特に指摘事項はなかった。

学校施設課

(1) 支出負担行為事務について

- ・ 資金前渡事務が適正でないもの
大分市財務規則の規定では、資金前渡職員は、用件終了後速やかに精算し、証拠書類を添えて支出命令者に精算の報告をしなければならないとされている。
しかしながら、資金前渡事務において用件終了後精算していないものが見受けられた。
今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

体育保健課

(1) 支出負担行為事務について

- ・ 施設の機械警備のセット忘れの報告があったもの
今後は、危機管理意識の徹底を図り、施設の適正な管理運営に努められたい。

(2) 公有財産の管理事務について

- ・ 公有財産貸付台帳が整備されていないもの
大分市公有財産規則の規定では、部長等は、その所管に属する公有財産について、貸付及び使用許可の状況を明らかにするため公有財産貸付台帳を備え、当該財産に異動を生じた場合には、その都度整理しなければならないとされている。
しかしながら、公有財産の使用許可について、貸付台帳が作成されていないものが見受けられた。
今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

社会教育課

(1) 補助金の交付事務について

- ・ 補助金の額の確定に係る審査が適正に行われていないもの
大分市補助金等交付規則の規定では、補助事業の実績報告書等を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査し、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定することとされている。
しかしながら、補助金の額の確定に当たり、実績報告書等の内容を十分に審査せず確定しているものが散見された。
今後、補助金の額の確定に当たっては、規則等に従い適正な審査をされたい。

(2) 社会教育施設の使用料等の徴収事務について

- ア 収納した現金の事務処理が適正に行われていないもの
大分市財務規則の規定では、出納員等は、納入義務者から現金を直接収納したときは、速やかに払込書兼領収済通知書にその現金及び収納金納付簿を添えて指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。
しかしながら、収納した現金を、収納金納付簿へ記載せずに指定金融機関等へ納付しているものや、速やかに指定金融機関等へ納付していないものがあつた。
今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。
- イ 収納事務の委託が適正に行われていないもの
大分市財務規則の規定では、私人に歳入の徴収又は収納の事務の委託をしようとするときは、委託をしようとする私人との間に、歳入の種類、納入義務者の範囲、委託しようとする事務の内容、期間、委託手数料その他委託に必要な事項を内容とする公金収入事務委託契約を締結しなければならないとされている。
しかしながら、市民図書館の印刷料について、窓口業務委託契約を締結している私人へ収納させていたが、規則に定める公金収入事務委託契約を締結していなかった。
今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

美術振興課

(1) 美術館の観覧料等の徴収事務について

- ・ 収納した現金を速やかに指定金融機関等に払い込んでいないもの
大分市財務規則の規定では、出納員等は、納入義務者から現金を直接収納したときは、速やかに指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。

しかしながら、収納した観覧料等を速やかに指定金融機関等へ払い込んでいないものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。